

茨城県公安委員会規程第1号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程を次のように定める。

平成30年7月25日

茨城県公安委員会委員長 諸岡信裕

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。第3条第2号において「探偵業法」という。）の規定に基づく行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政処分の公表)

第2条 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課長（第6条において「生活安全総務課長」という。）は、茨城県公安委員会が次条に規定する行政処分を行ったときは、速やかにこれを公表するものとする。

(公表の対象とする行政処分)

第3条 公表の対象とする行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次のとおりとする。ただし、指示については、当該処分を受けた者が過去3年以内に指示の処分を受け、又は過去5年以内に公表対象処分（指示を除く。）を受けた場合に限る。

(1) 警備業法の規定に基づく次に掲げる行政処分

- ア 第8条の規定による認定の取消し
- イ 第48条の規定による指示
- ウ 第49条第1項の規定による営業停止命令
- エ 第49条第2項の規定による営業廃止命令

(2) 探偵業法の規定に基づく次に掲げる行政処分

- ア 第14条の規定による指示
- イ 第15条第1項の規定による営業停止命令
- ウ 第15条第2項の規定による営業廃止命令

(公表の内容)

第4条 公表の内容は、公表対象処分を受けた者（第6条第1項において「被処分者」

という。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第5条に規定する認定証の番号
又は探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第4条第1項に規定する探偵業届出証明書番号
- (2) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- (3) 当該処分に係る営業所等の名称及び所在地
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由及び根拠法令
- (7) 処分を行った公安委員会
(公表の方法)

第5条 公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課への警備業・探偵業行政処分簿（別記様式。次号において「行政処分簿」という。）の備付け
- (2) 茨城県警察のホームページへの行政処分簿の掲載
(他の都道府県公安委員会への通報等)

第6条 生活安全総務課長は、茨城県公安委員会が第3条第1号ウ又は同条第2号イの営業停止命令を行った場合において、被処分者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会（次項において「管轄公安委員会」という。）が他の都道府県公安委員会であるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し行政処分簿の写しを送付するものとする。

2 生活安全総務課長は、他の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った場合において、管轄公安委員会が茨城県公安委員会であるときは、当該他の都道府県公安委員会からの通報に基づき、前2条の規定に準じて公表を行うものとする。

(公表の期間)

第7条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して3年間とする。

附 則

この規程は、平成30年7月25日から施行する。

別記様式

警備業・探偵業行政処分簿

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所等の名称及び所在地	
処分年月日	年 月 日	
処分内容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

注 営業の種別に応じて警備業又は探偵業の文字を二重線で消して作成すること。